

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による東三河都市計画事業豊橋牟呂坂津土地区画整理事業の下記の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、当該通知の送付に代えてその内容を下記のとおり公告します。

令和7年8月21日

東三河都市計画事業
豊橋牟呂坂津土地区画整理事業
施行者 豊橋市
代表者 豊橋市長 長坂 尚登

記

1 通知の内容

土地区画整理法第103条第1項の規定により、東三河都市計画事業豊橋牟呂坂津土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおりに換地処分します。

（教示）

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に愛知県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、豊橋市を被告として（訴訟において豊橋市を代表する者は豊橋市長となります。）、提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

なお、送付を受けるべき者の住所及び氏名並びに別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを愛知県豊橋市牟呂町字内田22番地の2の豊橋市牟呂地域福祉センター内に掲示しています。